別紙１

「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に係る収集運搬業許可証（積替え又は保管を除く）について

平成２９年１０月１日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成２９年環境省令第１０号、平成２９年６月９日公布、以下「改正省令」）が施行され、「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」を取扱う収集・運搬に関する処理基準等が新たに追加されます。

ついては、許可証に石綿含有産業廃棄物と同様にその取扱いについて明記することになります。

１　産業廃棄物収集運搬業許可業者について

許可証書換え（更新・事業範囲変更許可申請）の際に各許可申請書等に添付する変更事項確認書で「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」の取扱いの有無について確認の上、新しい許可証にその扱いを明記します。

（１）提出書類（新たに必要な添付書類）

ア　更新・事業範囲変更許可申請

・変更事項確認書（水銀廃棄物）

・使用する容器等の写真（取扱いが有の場合のみ提出）

（２）留意事項

・許可証を書き換えるまでの間は、処理基準を遵守の上、従前の許可証により引き続き収集・運搬を行えます。なお、平成３４年１０月１日以降は、変更許可申請が必要になります。

・更新・事業範囲変更許可申請に伴う許可証書換え前に、水銀廃棄物の取扱いを明記した許可証の交付を希望される場合は、変更届出により、新しい許可証にその扱いを明記しますので、事前に県廃棄物指導課産業廃棄物指導室まで事前に御相談ください。

・改正省令施行日以降に新たに「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」を取扱う場合は変更許可申請が必要になります。

2　提出場所

（1）更新・変更許可　　一般社団法人　千葉県産業廃棄物協会

〒260-0031

千葉市中央区新千葉２-１-７　第２石橋ビル５階

(JR 千葉駅西口から徒歩５分)

TEL　043-246-9521・9581

FAX　043-248-0529

（2）変更届出　　千葉県庁（本庁舎４階）

環境生活部廃棄物指導課産業廃棄物指導室

〒260-8667

千葉市中央区市場町１-１

(JR 本千葉駅から徒歩５分)

TEL　043-223-2654・2647

FAX　043-221-5789

3　参考

環境省ウェブサイト：掲載 URL

・水銀廃棄物の適正処理について、新たな対応が必要になります。(リーフレット)

http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/H2906_setsumei_01.pdf

・水銀廃棄物ガイドライン

http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/h2906_guide1.pdf